

質 疑 回 答 書（ 設 計 図 書 ）

京都大学施設部

工事名称 京都大学(南部)総合研究棟(医学部C棟)等改修その他電気設備工事

標記工事の設計図書について下記のとおり回答いたします。

No.	図面番号	質疑事項	
1	特-特1	施工調査の石綿事前調査が●になっております。調査対象物は何か、何検体調査するのか、詳細をご指示ください。	関係法令に基づき、解体・改修作業に係る部分の全ての材料について行うこととします。
2	E-04他	各図面に「直天井の範囲で意匠工事にて色指定塗装工事を行う部分については、監督職員に協議の上、指定色塗装を行う」と記載されております。対象範囲及び対象材料が不明の為、不応と考えよろしいでしょうか。（現場で追加対応とする。）	ケーブルラックについては指定色塗装を見込むこと、その他部材については監督職員と協議のうえ決定することとします。
3	ET-06~11、E-07~09	電灯設備の3階～R階において、撤去図の注記には「照明器具及び配線器具は撤去範囲外」と記載されておりますが、改修図ではこれらの器具及び配線が更新する事となっております。撤去図に示された配線を撤去するためには、一度照明器具及び配線器具を撤去し、再取付する必要がありますと考えられます。3階～R階の照明器具及び配線器具は新品に更新せず、既存のものを撤去・再取付と考えてよろしいでしょうか。ご確認お願いいたします。	電灯設備の3階～R階において、照明器具及び配線器具は撤去済です。
4	ET-14~18、E-11~13	コンセント設備の3階～R階において、撤去図の注記には「配線器具は撤去範囲外」と記載されておりますが、改修図ではこれらの器具及び配線が更新する事となっております。撤去図に示された配線を撤去するためには、一度配線器具を撤去し、再取付する必要がありますと考えられます。3階～R階の配線器具は新品に更新せず、既存のものを撤去・再取付と考えてよろしいでしょうか。ご確認お願いいたします。	コンセント設備の3階～R階において、配線器具は撤去済です。
5	ET-23~26、E-15、16	幹線動力設備の3階～R階において、撤去図の注記には「実験盤、手元開閉器及び配線器具は撤去範囲外」と記載されております。撤去図に示された配線を撤去するためには、一度実験盤、手元開閉器及び配線器具を撤去し、再取付する必要がありますと考えられます。3階～R階の実験盤、手元開閉器及び配線器具は新品に更新せず、既存のものを撤去・再取付と考えてよろしいでしょうか。ご確認お願いいたします。	幹線動力設備の3階～R階において、実験盤、手元開閉器及び配線器具は撤去済です。
6	ET-41、42、46、E-57、58	電話設備の3階～R階において、撤去図の注記には「配線器具は撤去範囲外」と記載されておりますが、改修図ではこれらの器具及び配線が更新する事となっております。撤去図に示された配線を撤去するためには、一度配線器具を撤去し、再取付する必要がありますと考えられます。3階～R階の配線器具は新品に更新せず、既存のものを撤去・再取付と考えてよろしいでしょうか。ご確認お願いいたします。	電話設備の3階～R階において、配線器具は撤去済です。
7	ET-44、E-58	入退室管理設備の4階において、撤去図の注記には「カードリーダー及び解錠鉤は撤去範囲外」と記載されておりますが、改修図ではこれらの器具及び配線が更新する事となっております。撤去図に示された配線を撤去するためには、一度カードリーダー及び解錠鉤を撤去し、再取付する必要がありますと考えられます。4階のカードリーダー及び解錠鉤は新品に更新せず、既存のものを撤去・再取付と考えてよろしいでしょうか。ご確認お願いいたします。	入退室管理設備の4階において、カードリーダー及び解錠鉤は撤去済です。

8	ET-52~55、E-66~68	火災報知設備の3階～R階において、撤去図の注記には「感知器・レリーズは撤去範囲外」と記載されておりますが、改修図ではこれらの器具及び配線が更新する事となっております。 撤去図に示された配線を撤去するためには、一度感知器・レリーズを撤去し、再取付する必要があると考えられます。 3階～R階の感知器・レリーズは新品に更新せず、既存のものを撤去・再取付と考えてよろしいでしょうか。ご確認お願いいたします。	火災報知設備の3階～R階において、感知器・レリーズは撤去済です。
9		経費計算をする際、工期は現状工期で計算致しますか。もしくは、延長工期を考慮した計算をしますか。ご教授お願い致します。	経費は延長工期を考慮した計算とします。
10		工期が延長するタイミングはいつ頃か時期は決まっておりますのでしょうか。	工期末頃の予定です。
		以下、余白	